



亥

法人 ながおか

題字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2019 新年号

vol.134



公益社団法人 長岡法人会

年頭ご挨拶

平成最後の
新年を迎えて

会長 小林 宏一



新年明けましておめでとうございます。皆様方にはよき新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また会員各位と関係団体の皆様には法人会の活動に多大のご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

昨年はアメリカ、中国の覇権争いをはじめ、ヨーロッパ各国の政情不安が拡大を続け、先行きは全く見通せない状況が続いています。国内では清水寺の今年の漢字「災」にあるように大規模災害が続きました。

身近の話題としてははいよいよ消費税増額、軽減税率の施行が迫ってきました。景気に水を差すことになればいいと願っておりますが、ともあれ周知のための各種研修には力を入れてまいります。全法連事業の2年2万社純増運動は生損保3社の協力を得ながら終盤にさしかかりました。また今回の申告から申告書に自主点検チェックシ

ートの実施を記入、アピールができるようになります。できる限りの活用をお勧めします。

当法人会も昨年は税務署、税理士会のご協力のもと相続税、消費税ほかの税制研修に力を入れて実施いたしました。また租税教室、青年部会、女性部会、各支部主催の地域貢献活動、各種講演会も例年以上に充実した内容で実施しております。女性部会では子供たちの絵ハガキコンクールが定着し、いい作品が多数集まるようになってきました。外部との交流では高崎法人会女性部会が長岡を訪問され、高崎在住の山本元署長も同行されて懇親を深めました。

このように本年度は事業運営、また公益会計を中心とした財務も順調に推移しております。

次年度は引き続いての課題である会員増強を図るとともに更に各事業に力を入れて会員の期待に応え、地域の皆さんに信頼されるべく努力を重ねていく所存です。

正しい納税意識を広めることは法人会の大きな目的ではありますが、同時に行政に対し税金が正当、有効な使われ方がされているかを注視し提言できるのも法人会だと思います。そのために地域のオピニオンリーダーとしてさらに大きな力を持つようになりたいものです。

終わりに会員の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念して、新年のご挨拶といたします。

新春講演会

日程 平成31年2月5日(火)

時間 午後3時30分

会場 ホテルニューオータニ長岡

講師 久能 靖(皇室ジャーナリスト)

演題 「知られざる皇室」



賀詞交歓会

日程 平成31年2月5日(火)

時間 午後5時00分

会場 ホテルニューオータニ長岡

会費 4千円 振込口座 北越銀行本店営業部
普通預金 798423申込 事務局に申込下さい
(TEL35-0328)

税を考える週間



秋の表彰

11月15日

長岡税務署長表彰
(法人会の功績)

早川 孝夫 殿

理事会開催のご案内

- ・日 時 平成31年3月25日(月) 正午～
- ・会 場 長岡商工会議所6階大会議室
- ・日 時 平成31年4月15日(月) 正午～
- ・会 場 長岡商工会議所6階大会議室

開催した諸会議

- 11月19日 正副会長会議 理事会議案
- 11月19日 第20回理事会 中間事業・収支報告
- 12月14日 広報委員会 編集会議

出席した諸会議

- 11月15日 納税表彰式 長岡税務署
- 11月15日 税団協正副会長会議 意見交換
- 11月25日 パブリシティ 長岡税務署
- 11月26日 新設法人説明会 長岡税務署
- 12月 4日 事務局研修会 局連
- 12月12日 特別講演会 県連
- 12月12日 年末懇親パーティー 県連
- 12月17日 事務局長会議 県連

税と文化講演会

11月19日（月）長岡グランドホテルで、長岡法人会第20回理事会の後、税と文化講演会を開催しました（長岡税務署、関東信越税理士会会長岡支部、長岡間税会共催）。

参加者約280名を前に、第一部は長岡税務署山崎署長、第二部は日本語学者 金田一秀穂氏の講演が行われました。



長岡税務署 山崎署長

■金田一秀穂氏講演 演題「世界一受けたい日本語授業」

祖父も父も東大卒で、その上、高名な言語学者。その3代目は、七光りネタでしっかりと聴衆の心を鷲づかみしてのスタートでした。

①年長者は言葉を正しく使いこなし、若者は間違っているって本当か？

講演の冒頭、団塊の世代の批判から。「ナンセンス・異議なし」しか知らない彼らに今の若者は語彙が少ないと言われたくない。と（笑）。お若い時に少し上の先輩方とはあまり相性が良くなかった



のでしょうか？（笑）。「すごく」を良い意味で使い始めたのは団塊の世代だそうです。そんな彼らに良い意味で「ヤバイ！」を連呼する若者を批判してはいけない。と（笑）。「鳥肌が立つ」は本来は悪い意味で使っていたのに、今は感動で使う。そういった事例はとても多らしく、年長者が若者の誤用を指摘する風潮に疑問を呈しておられました。それどころか、就職氷河期世代（1993～2005年生まれ）は、極めて厳しい就職環境だった為、面接対策をしっかりと取り組んだ結果なのか敬語を上手に使いこなす方が少なくないそうです。

②敬語とは、なんぞや？

敬語を辞書で引いてみますと、「相手に対して敬意を示す言葉」とありますが、氏曰く、敬語とは「相手を心地良くさせる言葉」だそうです。ですので、無理やり使うぐらいなら「ですます」で充分との事でした。更に、子供には敬語を使わせない！ことが正しい。と（笑）。逆に子供が使うと気持ち悪い。と。確かに、子供のくせに余りにも巧みに敬語を使いこなされると気持ちが悪いですね。敬語とは一人前な人格が使うもの。つまり、「子供」イコール「半人前」。子供の敬語が気持ち悪いと感じるのそういうことなのか！と納得しました。

③しんちゃん、タラちゃんから見える家庭と言葉

クレヨンしんちゃんは母を「ミサエ」と呼ぶ。彼の目標はお父さんなのであろう。なので、お父さんの真似をする。ダメなのはサザエさん。タラちゃんの「いきますです～」は聞き捨てならない。まず間違いなくマスオさんは使っていないはず。野原家の父親はきっと妻から尊敬され大事にされてい

るに違いありません(笑)。それに引き替え、タラちゃんの幼児言葉から見えるものは、磯野家における父親の存在感の低さ? かもしれません。

④敬語はマウンティングである

夕刻、塾から帰る時、子供たちは口々に交わします。「お疲れ〜!」。氏曰く、とても気持ち悪い。と。子供は子供らしく「バイバイまたね〜」と言って欲しい。半人前は大人びた言葉使いをするべきでない! と考える氏曰く、大学生までは敬語が使えなくて良い。と。敬語は自分の偉さを見せびらかしているに過ぎない。叶姉妹はバカバカしい最上級の敬語を使う。「お姉様、そんな事おっしゃっちゃいけません」。あの敬語は相手を気持ち良くさせるか? 社会心理学では見た目で相手の印象を7割決めてしまうと言われていますが、彼女は自分がセレブである! と周囲に見せる為の戦術として、あの仰々しい敬語を使っている。スネ夫(ドラエモン)のママがザーマス言葉を使うのは、我が家は階級が上であり、スネ夫ちゃん、あなたは友達と住む世界が違うのよ! という事を見せたいから。昭和の時代、女の人の方が敬語を使った。特に女性は女性同士の時に敬語を使った。あなたの家より我が家の方が上である事を見せつけたい心理が間違いなくあった。と。つまり、相手が偉いから使うのでは無く自分が偉いと思わせたいから敬語を使っていたのである。まさにマウンティング。キレイな丁寧な言葉が相手に嫌味となる。と。御意であります。美智子様の敬語はキレイですが、真似てはいけません。皆さまご無事で何よりです! と、我々は決して言うてはいけないのです(笑)。



⑤コンビニ言葉に見える若者の感性

学生アルバイトの王道コンビニ。そこではコンビニ言葉がはびこっています。「コーヒーになります〜」なんて言葉はない。「コーヒーです」「コーヒーでございます」の2つしかない。確かに、言葉としては存在しない。しかし、氏曰く、この感性、つまり、この2つの言葉では言い表せられない、その真ん中の表現を若者は欲したのではないか。と。商人文化には、まさに、この感性がある。「お茶で、おます。」「お客さん、きはったえ〜」という表現は、正に、「いらっしやっ」と、「来た」の間の言葉。ただし「こちらが出口になります〜」は耐えられない。出口になる前は何だったんだい? と突っ込みたくなるけど、それはガマン(笑)。

⑥結局、敬語とは、使う側の心の問題である

コンビニでお釣りを渡す際に、お客様の手の平に軽くタッチング。勘違いした親父が握り返す(笑)。マクドナルドで20個注文。お持ち帰りですか? お食べになりますか? (笑)。お水の方は大丈夫ですか? (笑)。3000円をカード支払い。1回のお支払いで大丈夫ですか? (笑)。間違っはいいない。でも、相手の気持ちをくみ取っていない。役不足の使い方を間違える人は確かに多い。海老蔵が歩行者として配役されれば、役者不足と言わなきゃいけない。ワザワザ、誤りの指摘を聞こえる様に言う方がいます。しかし、これは人の気持ちを不快にさせている。誰が言うか? どんな風に言うか? どんな時に言うか? 使う方の心が大事。身の丈にあった言葉が相手に心地よい響きとなる。「れるられる」なんてどうでも良いことなのです。

そういえば、昔、「ケンケンガクガク」と何度も連呼する後輩に、〇〇君、正しくは、「カンカンガクガク」だよ! なんて、したり顔で注意した自分が恥ずかしいです。(苦笑)

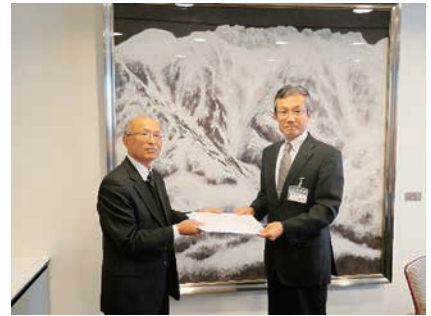
平成31年度税制改正に関する提言活動



長岡市財務部 金山参事



長岡市との意見交換



長岡市議会野口事務局長

11月21日(水)、各法人会から提出された平成31年度税制改正要望を、全国法人会総連合が全国大会で取り纏めた要望書を安達税制税務委員長が持参し、長岡市長・長岡市議会議長に提言活動を実施しました。自治体に沿った提言や要望を行い、意見を交換しました。

平成31年度税制改正に関する提言（要約）

平成31年度の税制改正に関する提言は、厳しい経済状況を踏まえ、国・地方を通じて徹底した行財政改革はもちろんのこと、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を強く求めるものです。

特に中小企業対策として、中小企業の活性化に資する税制措置の本則化、事業承継税制の拡充、消費税率引き上げに伴う対応措置について求めています。またこの他、財政健全化や社会保障制度に対する基本的考え方、地方のあり方等についても提言しています。

税制改正に関する提言の詳細については全法連ホームページにてご確認ください。

(全法連ホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1)2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2)政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。
- 社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III. 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要であ

る。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

- 「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。
- 地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
 - (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
 - (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1)役員給与は原則損金算入とすべき
- (2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能の回復

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

(5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告

～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 作成コーナーへアクセス

Android™の方のみ
事前にインストール

Google Play™から
Adobe® Acrobat® Reader®
をインストールしてください。

iPhoneの方

Androidの方

作成コーナー

インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。

「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。

「作成の進め方」をタップしてください。

STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択

収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」・「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

※ ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、裏面をご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID（利用者識別番号）
1234567812345678

パスワード（暗証番号）
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

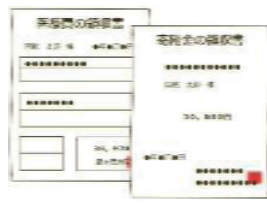
STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



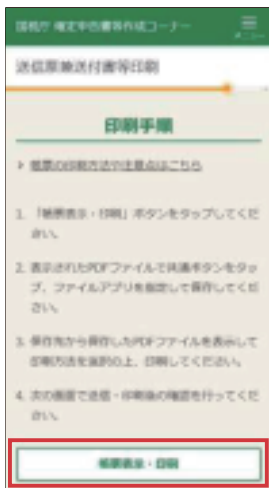
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信して申告は完了です。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

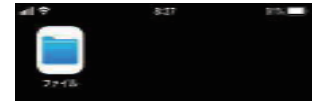
※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

iPhone



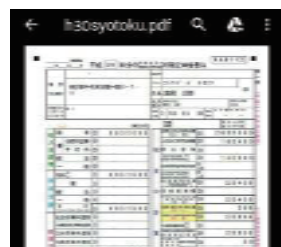
申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータはAdobe Acrobat Reader®から後で確認できます。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

なお、確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会場 長岡税務署 3階会議室

期間 **平成31年2月18日（月）** から3月15日（金）まで

土、日を除きます。

※平成31年2月15日（金）までは、確定申告会場は開設していません。

時間 相談受付：午前8時30分から**午後4時まで**（提出は午後5時まで）

相談開始：午前9時から

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。

なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

**経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。**



Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]は、
重大疾病による
生存リスクから
企業を守ります!



引受保険会社



大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/
新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951


編集後記

鷲尾 達雄

金田一先生は言語学者の名門家庭に生まれ、3代目として、父や祖父と同じ世界で生きていく事を選びました。中小企業の経営者の跡取りは、多少、能力に問題があっても、覚悟があれば、幹部社員や、お取引先に支えて頂きながら、経験を積み、後に立派な後継者として、成長して行ける可能性はあるかと。しかし、学者の世界となると、そうは烏賊の金玉。プロスポーツの世界同様、容赦の無い実績のみで評価される世界かと。そんな金田一先生の経歴を見ますと、大学時代の専攻は何と心理学！やはり、家業を継ぐ事を嫌ったのでしょうか？(笑)

自由になりたくて選んだ心理学の世界でしたが、それを仕事にする気にはなれず、3年間ニートに近い生活だった様です。どう生きて行くか？もがき苦しんだのでしょうか。このままではアカン！と、興味のあった日本語教師に挑戦し、そこから回り道しながらも結果、稼業(笑)に戻って来られた様です。彼は、こうも言っています。「努力は即刻、やめた方が良い。好きならば、努力しよう！と肩ひじ張らなくとも、やってしまうもの。」っと。どうやら、先生にとっての努力とは「やりたくない事を頑張る」という意味なのでしょう。講演以来、高3の息子には、こう語りかけています。「やりたい仕事を見つけて、それを家業に持ち込め！」と。

消費税期限内納付
推進運動
実施中!



法人会

消費税には申告・納付期限⁽¹⁾があります。

申告・納付にはe-Tax⁽²⁾が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です⁽¹⁾⁽²⁾。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額⁽¹⁾に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ⁽¹⁾⁽⁴⁾	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ⁽¹⁾⁽⁴⁾

⁽¹⁾ 法人は課税期間終了の日の翌日(個人事業者は法人の3月31日)までに消費税の申告と納付を行って済ませる必要があります。

⁽²⁾ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者は、消費税の確定申告が不要です。

⁽³⁾ 地方消費税を含まない消費税をいいます。

⁽⁴⁾ 直前の課税期間の確定消費税額は前年度の課税売上高を基礎とする等の確定申告額を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人 ながおか vol.134

公益社団法人 長岡法人会
 長岡市坂之上2丁目1番地1
 電話 0258-35-0328
 FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
 委員長 鷲尾 達雄
 印刷所 吉原印刷株式会社